

# 定 款

一般財団法人生物科学安全研究所

# 一般財団法人生物科学安全研究所定款

平成 25 年 4 月 1 日制定  
平成 25 年 6 月 21 日改訂  
平成 26 年 6 月 23 日改訂  
平成 27 年 3 月 8 日改訂  
平成 27 年 6 月 18 日改訂  
平成 28 年 6 月 22 日改訂

## 第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般財団法人生物科学安全研究所（以下「安全研」という。）という。

(事務所)

第 2 条 安全研は、主たる事務所を神奈川県相模原市に置く。

2 安全研は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 安全研は、農畜水産物の生産から消費までの安全性の確保、人と動物の健康及び環境の保全に係る生物科学に関する事業を行い、もって持続的社会的発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 安全研は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 医薬品、動物用医薬品、農薬、食品、飼料、化学物質等の品質評価、安全性、有効性、規制等に関連する情報の収集、調査、試験、研究及びそれらにより得られる成果の普及等
- (2) 人と動物の健康、衛生、防疫並びに公衆衛生に関連する情報の収集、調査、試験、研究及びそれらにより得られる成果の普及等
- (3) 医薬品、動物用医薬品、農薬、化学物質、放射性物質等の環境影響評価等に関連する情報の収集、調査、試験、研究及びそれらにより得られる成果の普及等
- (4) 動物用医薬品、動物用医薬部外品及び動物用医療機器の製造販売業・製造業・外国製造業

- (5) 上記(1)、(2)、(3)のうち食品を除く、それぞれに関連する商品の製造・販売事業
  - (6) 事業成果を活用したコンサルタント事業
  - (7) その他安全研の目的を達成するために必要な事業
  - (8) 前各号に附帯または関連する一切の業務
- 2 前項の事業は、本邦及び海外において行う。

### 第3章 資産及び会計

#### (基本財産)

第5条 安全研の基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立時の財産目録に基本財産として記載された財産
  - (2) 設立後に基本財産とすることを指定して寄附された財産
  - (3) 出捐金
  - (4) 理事会の決議により基本財産に繰り入れた財産
- 2 基本財産は、理事会において別に定めるところにより、安全研の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

#### (経費の支弁等)

第6条 安全研の経費は、基本財産をもって支弁することはできない。ただし、基本財産から生ずる果実については経費の支弁に充てることができる。

#### (借入金)

- 第7条 安全研は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、あらかじめ理事会において定められた額を限度として、1年以内に普通財産をもって償還する一時借入金の借入れができる。
- 2 安全研は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、理事会において出席理事の3分の2以上の多数による議決及び評議員会の同意を得て、基本財産の額を限度として、長期借入金の借入れができる。

#### (事業年度)

第8条 安全研の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

#### (事業計画及び収支予算)

- 第9条 安全研の事業計画及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置かなければならない。

ればならない。

3 前第1項の書類は、電磁的な記録をもって作成することができる。

(事業報告及び決算)

第10条 安全研の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類及び監査報告書を主たる事務所に5年間備え置かなければならない。

4 第1項の書類は、電磁的な記録をもって作成することができる。

## 第4章 評議員

(評議員の定数)

第11条 安全研に評議員10人以上20人以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会(以下「委員会」という。)において行う。

2 委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

3 委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) 安全研又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。)の業務を執行する者又は使用人

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人(過去に使用人となった者も含む。)

4 委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

5 委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

- (2) 当該候補者を候補者とした理由
  - (3) 当該候補者との法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
  - (4) 当該候補者の兼職状況
- 6 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

（評議員の任期）

- 第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
  - 3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

- 第14条 評議員に対しては、毎年度、全員の総額で100万円を超えない範囲で報酬として別に定める額を支給するものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、評議員には、費用を弁償することができる。
  - 3 前2項に関しては、評議員会において別に定める。

## 第5章 評議員会

（構成）

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の総額
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3カ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、出席した評議員の互選による。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(評議員会の決議の省略)

第21条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について特別の利害関係を有する評議員を除く。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示したときは、当該提案を可決する旨の評議員の決議があったものとみなす。

(評議員会の報告の省略)

第22条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(評議員会の議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員のうち議長の指名により定める2名が、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 役員等

(役員を設置)

第24条 安全研に、次の役員を置く。

(1) 理事 7人以上 11人以内

(2) 監事 2人以内

2 理事のうち2名以内を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の代表理事とする。

3 代表理事のうち1名を理事長とする。

4 理事長のほか、必要に応じ、専務理事を置くことができる。

5 前項の専務理事を第2項の代表理事もしくは法人法第197条において準用する第91条第1項第2号の業務を執行する理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 専務理事は、理事会の決議によって前条における代表理事もしくは業務を執行する理事とする。

4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内親族その他特別の関係ある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係のある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

6 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、安全研を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会において別に定めるところにより、安全研の業務を分担執行する。

3 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第30条 役員に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。この場合の基準については、理事会の決議を経て、別に定める。

(顧問)

第31条 安全研に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、有識者のうちから理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、安全研の運営上に関する重要事項について、理事長の諮問に応ずる。

(損害賠償責任の免責)

第32条 安全研は、法人法第198条で準用する同法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任について、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議により免除することができる。

- 2 安全研は、法人法第198条で準用する同法第115条第1項の規定により、非業務執行理事等との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法第198条で準用する同法第113条で定める最低責

任限度額とする。

## 第7章 理事会

(理事会の構成)

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 安全研の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の決議により定めた順位により、他の理事が理事会を招集する。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が議長の職務を代行する。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第38条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第8章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第40条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

(解散)

第41条 安全研は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属等)

第42条 安全研が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 安全研は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第9章 専門委員会

(専門委員会)

第43条 理事長は、安全研の事業の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、理事会の決議を経て、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員は、専門的な知識を有する者のうちから理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。

3 専門委員会は、第16条記載の評議員会決議事項及び第34条記載の理事会決議事項についての意思決定を行うことはできない。

4 専門委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

## 第10章 事務局

(事務局)

第44条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に所要の職員を置く。

3 職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

## 第11章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他のやむを得ない事由によって、前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第12章 雑則

(細則)

第46条 この定款に定めるもののほか、安全研の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は萬田 富治とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。  
相澤 好治、石原 哲雄、伊藤 克己、戎谷 徹也、大山 利男、押田 敏雄、川原 章、黒元 重雅、河野 栄次、小林 憲忠、白石 寛明、田中二三男、土肥 宏志、長沢美津子、菱沼 毅、眞鍋 昇、森田 邦雄、森田 茂紀

附則

この定款の変更は、評議員会の承認のあった日（平成25年6月21日）から施行する。

附則

この定款の変更は、評議員会の承認のあった日（平成26年6月23日）から施行する。

附則

この定款の変更は、評議員会の承認のあった日（平成27年3月 8日）から施行する。

附則

この定款の変更は、評議員会の承認のあった日（平成27年6月18日）から施行する。

附則

この定款の変更は、評議員会の承認のあった日（平成28年6月22日）から施行する。